

# 講演会 「反貧困ネットワーク運動に取り組んで見えてきた貧困の現状と打開の展望」 の記録

講 師 宇都宮健児 弁護士

2010 年 10 月 11 日

総合自治会館（川崎市中原区）

日本共産党川崎市議団主催講演会

これは日本共産党川崎市議団主催で 2010 年 10 月 12 日に総合自治会館（川崎市中原区）でおこなわれた講演会「反貧困ネットワーク運動に取り組んで見えてきた貧困の現状と打開の展望」の内容をもとに、編集したものです。小見出しがつけています。

**大庭裕子市会議員** 本日は秋晴れのお天氣にも恵まれまして、連休の最終日にもかかわらず、日本共産党川崎市議団の主催によります秋の学習講演会に、このように大勢の皆さんにご参加をいただきまして本当にありがとうございます。

本日の講演会は反貧困ネットワーク代表の宇都宮健児弁護士をお迎えいたしまして、表題にもありますように、「反貧困ネットワーク運動にとりくんで見えてきた貧困の現状と打開の展望」というテーマでお話をさせていただきます。今、格差や貧困が広がる中で非常に関心の高いテーマでございまして、市議団にも問い合わせが多数ございました。ぜひ皆さんとご一緒に充実した講演会を作り上げていきたいと思っております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひをいたします。

わたしは、本日司会を務めさせていただきます、市会議員の大庭裕子でございます。どうぞ、よろしくお願ひをいたします。

それでは講演会の開催に当たりまして、当市会議員団長の竹間幸一より開会のごあいさつをさせていただきます。

**竹間幸一市会議員** 皆さん、こんにちは。今、大庭議員からもお話がありましたように、大変素晴らしい天候に恵まれた中で、お忙しい宇都宮先生を招くことができまして本当に光栄だと思っております。わたしたちも議会のたびに貧困問題を、大きく言って貧困問題ですが、取り組んでまいりました。年収 200 万円以下のかたが一昨年度より昨年はまた増えて、引き続き 1,000 万人台、さらに 100 万円未満というかたも増えているというような状況でありますし、9 月議会で、貧困を打開していくうえでも雇用の安定というのが非常に重要な課題だということを考えましていろいろ調べていたら、大学生も大変なのですが、高校を卒業して、就職したいという気持ちを持っていながら就職できずにいる高校卒業生がいるということが分かりまして、大庭議員が市長に再三詰め寄って、市長も最初はそっけない態度だったのですが、いろいろな機関と連携を取りながら努力するというところまで追い込むことができました。

しかし、来年の雇用情勢は今年よりもさらに厳しくなるという状況で、神奈川県全体では高校生の有効求人倍率は、今年よりも 0.11% 減ると、このような状況ですから本当に大変な事態にわたしたちは立ち向かっているという自覚を持っております。

そのような状況ですから、議会のたびに、非正規の正規化とか労働者派遣法の抜本改正の問題とか、同一労働同一賃金とか、いろいろな課題が目白押しでありますけれども、今日は宇都宮先生から詳しくそうした問題についてお話を伺いながら、わたしたちも一生懸命勉強して、12 月議会、来年の予算議会に向けていっそ論陣を張れるように頑張っていきたいと思っています。皆さんともいろいろな運動を話し合いながら立ち上げることも必要だと感じておりますので、ぜひ今日のお話を共有しながら、市民のためにみんなで力を合わせて頑張れる、そのようなはずみになるような今日の講演会になればというように思っております。どうぞ、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

**大庭** それでは、まず宇都宮健児さんからお話を受ける前に、先生のプロフィールをご紹介させていただきます。

宇都宮健児さんは、1946年愛媛県に生まれ、その後一家で大分県に移られました。東京大学に入学され、在学中に司法試験に合格、弁護士事務所勤務を経て1983年に今の東京市民法律事務所を開設されました。1970年代後半に、当時ほとんど試みられることのなかった多重債務者の弁護を引き受けることをきっかけに独立、以降、豊田商事事件、地下鉄サリン事件、オレンジ共済事件、KKC事件、日栄事件、全国八葉物流事件、五菱会閣金融事件、商工ファンド事件などを手掛け、多重債務問題、消費者金融問題の解決に全力で取り組んでこられました。現在、日本弁護士連合会会長を務めておられます。また、『週刊金曜日』編集委員、全国ヤミ金融対策会議代表幹事、オウム真理教犯罪被害者支援機構理事長、反貧困ネットワーク代表や年越し派遣村名誉村長も歴任されるなど、本当にご活躍をされております。NHK番組、「プロフェッショナル仕事の流儀」では、常に弱い人の立場に立つ弁護士として紹介され、多くの人に勇気と感動を与えていただきました。

本当に驚くような経験の宇都宮さんなのですけれども、これからたっぷりと90分間、宇都宮さんからお話をお受けしたいというように思います。そのあと10分間の休憩をいたしまして質疑の時間も取らせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひをいたします。

**宇都宮健児弁護士** 皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました弁護士の宇都宮です。横浜ではいろいろな集会をよくやっているのですけれども、川崎で、このようなところで話をするのは初めてだと思います。それでは、今日はレジュメと資料を用意してもらっていますので、それを見ながら聞いていただけたらと思います。

今日のタイトルは、「反貧困ネットワーク運動にとりくんで見えてきた貧困の現状と打開の展望」というタイトルですけれども、わたし自身が貧困問題に取り組むようになったきっかけというのは、今から30年ぐらい前に大きな社会問題になったサラ金事件との出会いが大きかったのではないかと思いますので、そのことから少し話をさせていただきます。

#### (私の生い立ち)

わたしは、先ほど司会者の紹介がありましたように生まれが愛媛県でして、愛媛県の小さな漁村に生まれました。家の軒数が200戸ぐらいの所です。わたしの父親は7人兄弟の6番めなので、名前が六男と名づけられました。6番目の男なのです。その父親の下に妹さんがいるのですけれども、その人の名前が七重なのです。昔の人は子どもが多いと、もうめんどくさいから、6、7ということで数字を使って名前をつけたようです。わたしの父親は、二十歳ごろから軍隊に徴収されて、それから10年間、一番青年期で多感な時期を戦争に従事するわけです。最後の段階では爆撃機の操縦士をやっていましたということですけれども、「アメリカの戦闘機に打たれて左足を負傷して、野戦病院に入っているときに終戦になったので命を長らえることができた」というように話しています。だから今も左足

が不自由なのです。そのような状況で生まれ故郷の田の浜、愛媛県の漁村の名前は田の浜という所ですけれども、そこに帰ってきて、それすぐ母親と結婚して、翌年わたしが生まれるわけですけれども、田舎のほうは全部田畠というのは長男が相続しますので、父親などは相続する畠もないわけです。それで他人の畠を借りて、芋とか麦を作っていたようです。

それから、漁村ですので、すぐ家の目の前は海で、一本釣りで魚を釣って生計を立てるということをやっていました。四国のほうでは、ろでこぐ船を伝馬船と言うのですけれども、その伝馬船で夕方釣りに出て、沖のほうにいかりを止めて、そして一晩中釣るわけです。わたしも、一本釣りをやるのは夏の時期が多かったのですけれども、よく一緒に船に乗って出て、そして一緒に釣りをやって、子どもですから 12 時ごろまで釣っていると眠くなりますので船の中で寝て、父親は朝方まで魚釣りをやっていました。朝になりますと、夕方釣っていたモイカという、食用に適しないイカがあるのですけれども、イカを切り刻んでえさにして、そのイカのエサで流し釣りでハマチという魚を釣っていました。わたしがろでこいで、父親が流し釣りをやります。そして釣れた魚を市場で下ろしてお金に換えて、一晩中釣っていますから父親は家の中で寝ているのですけれども、わたしは、すぐ目の前が海ですので、すぐ海に飛び込んで近所の友達と遊びます。海の中はすごく遊ぶ場が多くありますまして、深く潜ると、サザエとか小さなタコが取れます。漁村で遊ぶ子どもたちにとっては、速く泳ぐというのはあまり誇りにならないで、いかに息を止めて深く潜れるかということが重要なので、そのように魚を捕ったり、それからタコとかサザエを捕ったりして遊んで、そうするとまた昼飯時になるとおふくろが呼びに来て、「早くあがらんか、昼飯だ」と言つても怒られていきました。そしてご飯をちゃちゃっと食べたら、また海に飛び込んで、1 日中真っ黒になって遊んでいたのです。

わたしは長男ですけれども、3 年置きに私の下に2人の妹が生まれまして、そのような半農半漁の生活ではなかなか生計が苦しくなって、九州と四国を隔てる海峡を豊後水道というのですけれども、わたしが小学校3年のときに、漁船を借りて家材道具を全部積んで、犬とか猫も積んで一家で豊後水道を渡りまして、大分県の、「国」の「東」と書きますけれども国東半島の山の中に、開拓農家として入植しました。そのときは、田の浜の遊び友達とか一族郎党がみんな海岸に出てきて見送ってくれたのを今でも思い出します。

それまでの海の中の漁村の生活から、国東半島の山奥に入植するのです。山の中腹はがけが急なのであまり畠を作るのに適さないのですが、山の頂上辺りはなだらかになります。国東半島はそれほど高い山はないので、このような山の頂上辺りに入植するのですけれども、ちょうどわたしたちが入った家は、前に開拓をやっていた人があきらめて断念して出ていった小屋のようのが残っていましたので、そこで住むことになります。ちょうど私達一家が入る前ぐらいまではランプ生活だったのですけれども、私達一家が入植した直後に電気がやっと通ってきたというような生活を始めるわけです。周りはうっそうとした密林ですけれども、その山を切り開いて開墾して畠にしていくのですけれども、便利な

ブルドーザーのような機械があれば、大きな木の根っこを掘り起こして開拓、開墾するの簡単ですけれども、当時はそのような機械は使えませんでしたので、私の父は、のこぎりで木を切り倒して、くわで一つ一つを、大きな木の根を掘り起こすという作業・労働を朝から晩までやっていました。両親の働く姿をずっと見ながら育ってきたので、わたし自身は何とか早く働いて親孝行をしたいというようなことを考えていました。

山から下りてきたら、守江という町があり、小学校は、そこにあったのですけれども、中学校は、山を三つぐらい越していかねばならないほど、すごく遠い所だったのです。それで小学校の先生にどうも両親が説得されて、「これからは教育を受けさせることが重要だ」と、「だからそのためにはもし可能であれば町の学校に行かせたほうがいいのではないか」ということを勧められたようです。ちょうどおふくろが熊本の出身で、熊本の市内におふくろの親族がいました。そこで中学から熊本の中学校に通うことになるわけです。おふくろの弟が熊本市内にいましたのでそこで預かってもらったのです。

子どもながらに熊本行きを納得したのは、親の期待にこたえなければならないという気持ちがあったからです。また、わたし個人としては何とか野球選手になれないかと考えていました。なぜかというと、わたしが小学校5年ごろだったと思いますけれども、立教大学の長嶋選手、あと杉浦と本屋敷という選手がいたのですけれども、杉浦選手は南海に入ったのですけれども、長嶋選手は巨人に入って大変高額な契約金をもらったということを聞きまして、それで、「野球選手になればお金がもうかるから親孝行ができるんだ」と思って、小学校のころからずっと野球をやっていたのです。

熊本というのは、熊本工業を出て巨人軍に入った川上哲治という有名な選手がいて、巨人軍9連覇のときの監督をやっているのです。九州ではいろいろと、福岡なども野球が強いのですけれども、当時熊本は非常に野球が盛んで、済々黌という高校が、わたしが小学校5年か6年のときにやはり甲子園で優勝していますので、これは熊本に行って野球選手になって親孝行しようと考えたわけです。

だけれども、わたしは背が小さかったので、はたしてわたしがプロで通用するかどうかが心配でした。それで野球年鑑をいろいろ調べて、プロ野球の選手で一番小さい選手ではどのような選手がいるのかというのを調べたら、1人いたのです。背が165センチぐらいで活躍している、阪神に吉田義男選手という、牛若丸といわれた名ショートがいて、吉田選手ぐらいにはなれるのではないかと思ったのです。そのような夢を抱いて熊本に行って、さっそく野球部に入って練習することになったのですけれども、野球が盛んな土地柄ですので、野球部員は100人以上が入っています。そして体格もわたしよりずっと大きな部員ばかりで、小学校からそれなりに野球で鍛えられたということで、田舎の小学校とはすごい違いで、中学生なのに170cmを超えるような体格の部員もいました。それでも頑張るのですけれども、途中で、「なかなかこの中でレギュラー取るのは難しい」と考えて、プロ野球の選手になる夢は1年のときに挫折してしまうのです。しょうがないから、もうあとは勉強で身を立てるしかないということで、今度は勉強を始めるのですけれども、九州

は勉強だけではダメで、文武両道というような雰囲気があったので、中学2年から卓球を始めまして、その卓球は大学までやることになるのです。

日弁連の会長になつていろいろな集会でいさつをすることが多いのですけれども、女性法律家協会という団体が50周年を迎えるということで、今年の5月ごろだったと思うのですけれども、記念講演会の前にいさつをしました。そのときの記念講演をやられたのが姜尚中さんなのです。姜尚中さんの記念講演を聞いていたら、姜尚中さんも、熊本の中学・高校を出ているのです。彼は在日ですので、わたしたちのころの在日の人というの、東大を出ても就職先がないのです。姜さんは、野球が強かった済々黌に入ったのですが、「勉強したってダメだ。プロ野球の選手になれ、張本みたいになれ。グランドに金が落ちてるんだ」と母親に言われて、野球をやつただけれどもセンスがなかったのでプロ野球選手にはなれなかつたというようなお話をしていました。年齢的にはわたしのほうがちょっと上ですけれども、同じ時代に熊本で生活していたのだなと思って、姜さんにいさつをして、「実はわたしもプロ野球選手を目指して頑張った時期があったのです」と話をしました。後日、姜さんから『オモニ』という本が送られてきました。

それから勉強して、進学校である熊本高校に通つて、東大に入ることになるのです。東大では一番生活費が安いだろうと思って駒場寮という寮に入るのです。駒場寮は非常に生活費が安くて、一つの部屋に7、8人が合宿状態で、隣の寮生との間をカーテンで仕切るぐらいで、家賃もすごく安くて、それで寮の隣に寮食堂があるのですけれども、寮食も非常に安いのです。最近、出版社から「半生記を書いてくれないか」というような注文が来ていますので、学生時代の資料が何かないかと探していたら、当時の家計簿が見つかりました。家計簿には駒場寮の朝定食が30円と書いてあります。昼定食が50円、夜定食が50円です。当時は物価も安かつたのですけれども、駒場寮の寮食はさらに安いわけですね。わたしは東大入学と同時に卓球部に入部し、卓球の練習をしておなかがすいてたまりませんので、1回食べたら、もう1回並ぶのです。ほかの寮生が食べなかつた食事が残っているので、それは25円になるのです。それで2人分食べておなかの空腹を満たしていたというようなことです。

そこで、駒場寮は東京大学教養学部の敷地内にありましたので、駒場寮から大学の授業に通っていましたけれども、ちょうどわたしが東大に入ったときは日韓条約が締結された年で、学生自治会が日韓条約反対運動をやっていたのです。そして、駒場寮は学生運動の拠点だったようです。そして日韓条約の問題をはじめとするいろいろな社会問題についての話を横で聞きながら卓球をやっていました。高校までは受験勉強ばかりですから、社会的な問題にも関心は薄かつたのですが、いやが応にもいろいろな社会問題があるということが飛び込んできました。そして寮の中では、地方から出てきた学生が多かつたのですが、人生をどのように生きたらいいのか、自分たちが学ぶ学問というのをどのように役立てたらいいのかというような議論が行われていたのです。

わたしも卓球は中学からやっていましたので、大学1年で卓球部のレギュラーになるの

ですけれども、やはり大学に入って、自分の生き方をどうするかというのを考えるようになりました。それまでは、法学部ですから東大の法学部出身者の多くが官僚になっています。当時の大蔵省、通産省、そして銀行とか大きな会社になります。私も大学に入学した時は、官僚か大会社に入ることを考えていました。プロ野球の選手からそちらのほうに切り替えて、早く親孝行したい、親を楽にしたいという思いが非常に強かったですけれども、周りの友達などの議論に刺激を受けて、それでいいのだろうかと、だんだん自分の生き方を考えるようになったのです。

#### 弁護士めざして

学生会館というのがありますて、その中に運動部の部室と文科系サークルの部室があつたのですけれども、卓球部の部室の近くに、部落問題研究会と教育問題研究会という文化系サークルがありました。わたしは部落の存在というのを大学に入るまで知りませんでした。「部落って何だろう」、みんなが深刻な感じでいろいろ熱心に議論していますから、部落問題研究会の部屋に入って、部落のことを知りたいと思って、いろいろ本があったのですけれども、わたしでも読める本がないかなと思って1冊借りてきたのでした。その本がすごく衝撃的な本でして、タイトルが、『わたしはそれでも生きてきた』という本ですけれども、部落で育った女性の半生記を書いた手記を集めた本なのです。この本は、今は絶版になっているようです。

朝日新聞に、「心に残った大切な本」というコーナーがあって、日曜版に本を紹介するコーナーにあるのですが、そのコーナーの執筆を頼まれ、「宇都宮さん、何か2冊本を挙げて書いてくれないか」というように言われたときに、自分の人生を変えたような思い出に残る本だからこの本を書こうと思ったら、「絶版になつてるとダメだ。今買える本を書いて下さい」といわれたので、藤沢周平と宮部みゆきさんの本を書いたのですけれども。

どのようなところで感動したのかというと、『わたしはそれでも生きてきた』というのは、部落で育った人の手記ですから、部落差別というのがいかにひどいものであるか、非人間的なものであるかということを訴える本ではあったのですけれども、最初の手記が、うえだまさよさんという、52～53歳ですか、当時でいえばわたしの母親ぐらいに当たる年代の女性が書いた手記で、全部平仮名で書いています。漢字を1字も使っていません。その手記の中で、自分の家は非常に貧しかったから学校に行けなかつたので、字も知らなかつたということが書かれています。最後のコメントで、同和教育をやつてる先生が、あいうえおを教えてくれた、そのあいうえおの文字を使って初めて書いたのがこの手記だというのです。「先生はけちい、わしだちに、たつた、字を50しか教えておらんのに、これだけウンとかけちゅたち、かけようごとあるか」とぶーんとふくれたうえだまさよさんが書いた文章を見て、うえださんに文字を教えた先生は涙が出てしかたなかつたということです。

わたしの両親も高等教育は受けていないのですけれども、字が書けないということはない、字は書けます。今の社会に学校に行けなくて字が書けない人がいるのだということで、

すごく衝撃を受けました。自分の家も、開拓農家で非常に厳しい生活をしてきたと思っていたのですけれども、自分の家よりも、もっとしんどい生活をやってきている人がたくさんいるということを知るきっかけになったということです。

それからもう一つは、教育問題研究会の部屋に寄ったときは、『炭鉱の子等の小さな胸は燃えている』という、これは筑豊の炭鉱で育つ子どもたちの作文や詩を集めた本なのです。わたしが東大に入ったのは昭和40年、1965年なので、もう三井三池闘争というのは終わっていたのですけれども、当時は、石炭から石油へのエネルギー政策の転換で、どんどん炭鉱が閉山されていくわけです。職を失う、仕事がなくなる、そのような炭鉱労働者たちが住んでいる炭住という所で育っている子どもを教える学校の先生が、何とか子どもをちゃんと教育しようということで、自分の生活のありのままを作文とか詩にまとめる、当時はつづり方教室というのがはやっていたようですけれども、それを集めた本なのです。

この本も、わたしにとってはすごく自分の生き方を変える契機になった本で、どのようなことが書いてあるかというと、ある小学校の子どもの詩で、「どろぼう」という詩があります。学校では、「どろぼうしちゃいかん」と先生は教えているのに、父親が、「どろぼうしてこい」と言うのです。「銅線盜んでこい」と、「芋盗んでこい」と言います。仕事もないしお金もないから、子どもにどろぼうをさせているわけです。だけど学校に行ったら先生は、「そういうことしちゃいかん」と言うから、自分は、本当はやりたくないと言っているのです。「もう、どろぼうはやめようや」という訴えを、子どもだから、それを正直に書いています。そのような子どもたちの叫び、悲鳴が聞こえてきます。しかも同じ時代にそのような地域で、そのような子どもがいるということです。

そのようなことで、それまでは、自分の親の姿を見て本当に苦労していますから、何とか楽をさせたいと思っていたのですけれども、自分よりももっと大変な家がたくさんあることわかつてきたのです。考えてみたら開拓の農家とかは、やはり生活は楽ではありません。そしてわたしが生まれた愛媛県の漁村も、小さな漁村ですから、いとこは、中学や高校を出て、漁師のあとを継いだり農家をやったり、それから大阪などへ出ていて働いているのです。

そのようなことをだんだん考えるようになりますから、大学2年生の終わりごろに、官僚とか大きな会社とか銀行とかでなく、それ以外の道はないのかなと思っていたら、寮の部屋の1年先輩で、「自分は弁護士になろうと思っている」「司法試験、受けるんだ」というような話をしている人がいたのです。そのとき初めて弁護士という仕事があるのが分かりまして、いろいろ情報も仕入れてきて、官僚や企業、銀行とは違った生き方があるのだということを知り、司法試験の勉強をしようと思うようになります。それが2年生の終わりごろで、ただ卓球部の選手もやっていましたから、3年生の秋に関東リーグ戦が終わってから卓球部を事实上辞めて、一生懸命司法試験の勉強をやって、何とか受かったということです。

そのようにして弁護士になりましたけれども、皆さんのがたは弁護士という仕事というの

をどのように思われているか分かりませんけれども、弁護士になったら、いきなり事務所を構えて仕事をする人は少ないです。事務所を構えれば家賃を支払う必要があるし、事務員さんを雇うなら、お給料を支払う必要があります。それを払うためには弁護士に事件を依頼する人がいないと収入がないわけです。

一般的には弁護士は、すぐには独立できず、既存の事務所に入ってそこで働いて給料をもらいながら、そこの事務所の事件をやりながら弁護士としての訓練を受ける。一方でいろいろな人脈、自分の顧客を増やしていきながら、ある段階で独立をするというような過程をたどります。わたしたちの業界の中では、そのように最初に既存の事務所に入って給料をもらっている勤務弁護士のことをイソ弁と言っています。何か変なこと、初めて聞いたときはかなり違和感がありました。「君、イソ弁やってるのか」と、何だと思いましたが、「どうも居候弁護士からきている」という弁護士と、「いや、イシギンチャクと同じだからイソ弁ていうんだろう」という弁護士がいたのですけれども、勤務弁護士のことをイソ弁と言っています。また、そのようなイソ弁を使っている弁護士をボス弁と言うのです。イソ弁生活を3～4年ぐらいやって、顧客を増やして独立をするというパターンが一般的なのです。

ところがわたしは、先ほど言ったように漁村や開拓農家の出身ですから、あまり要領がよくなくて、社交性もなかったので、営業能力がありませんでした。わたしと一緒に弁護士になった人は、小学校、中学校、高校、大学などの同窓会に小まめに出たり、いろいろな中小企業の社長さんなどと交流したり、一緒にゴルフをやったり、中にはライオンズクラブとかロータリークラブなどに入っている弁護士もいるわけです。そのような形で人脈を広げていくのです。ところがわたしは、自分の生い立ちから、芋や麦、西瓜を作ったり、魚を釣ったりするのは得意ですけれども、そのように人に名刺を配って、1人ずつ人脈を広げていく、このようなことについてはあまり要領がよくなかったので、普通のイソ弁が3、4年で独立するところを、最初の事務所に8年いることになるわけです。

そして最初の事務所のボス弁に、「あんた、宇都宮君長いね」と、肩たたきをされることになるのです。それで、「ああ、もうそういう時期なんだ」と思って慌てたのですけれども、少し貯金はありましたが、いかんせん自分の顧客がいないわけです。たまに愛媛県の漁村や大分県の開拓地などから法律相談の電話が入りますけれども、それだけでは独立できません。しょうがないから、もう一回勤務先を探そうと思い、私の所属していた東京弁護士会の窓口に行って、「イソ弁を探しているボス弁のリスト、情報を頂きたいんですけども」と言ったら、当時まだわたしは若づくりでしたので、東京弁護士会の職員は、てっきり司法研修所を出て今度新しく弁護士になる弁護士1年生だと思ったようです。「司法研修所を今度出られる方ですか」と聞かれたので、「いや、わたしもう8年、東京弁護士会に会費を払ってるんですけども」と言ったらちょっとびっくりされたようですが、そこでイソ弁を探しているボス弁のリストをもらって就活をやったのです。一つ一つ事務所を訪問して、「雇ってもらえませんでしょうか」という就職活動をやりまして、それで4

個所めぐらしの事務所で、「雇ってあげてもいいよ」というところがありましたので、2度めのイソ弁生活を始めるのです。

### サラ金事件

ところが、そのときがちょうど1970年代の終わりごろで、サラ金問題が大きな社会問題になっていた時期なのです。サラ金問題というのは、今日参加されているかたは、比較的年配のかたが多いでお分かりかと思いますけれども、今は消費者金融と言っていますけれども、昔は、サラリーマン金融の略なのですけれども、サラ金と呼ばれていました。当時は年100%ぐらいの高金利で、武富士とかアコムとかプロミスは貸していたわけです。法規制もないから、夜討ち朝駆けの取り立てをやり、厳しい追い込みをやりますから、サラ金苦による自殺や夜逃げなどが多発するようになり、マスコミは連日、「サラ金苦で一家心中」「サラ金苦で夜逃げ」「サラ金苦で犯罪」などと報道していました。このような報道が始まりだしたのが1970年代の後半なのです。

そのような、サラ金から借金して追い込みをかけられている人が次々と弁護士会に相談に来るようになっていたのです。大体サラ金から借りている人は、1人平均10社、20社のサラ金から借りています。そのような人たちというのは、やはり生活苦のためにサラ金から借金している人が多く、収入の少ない人が多いわけです。

今は弁護士会の多くは、サラ金・クレジット専門、多重債務専門の相談窓口を作っていることが多いですけれども、当時は法律相談窓口が一つで、そこで、離婚の相談とか相続の相談とか一般の法律相談と一緒にやっていたのです。ところが離婚の相談とか相続の相談などは引き受け手があるのですけれども、サラ金事件といったら、みんなが受任せずに、たらい回しにしてしまうのです。わたししながら電話に出ても、当時のサラ金というのは、「ぼけ、かす、このやろう、宇都宮」と、「おまえ、代理人なら代わりに金払え」というような、暴言を吐くわけです。わたしに対しても、「ぼけ、かす、このやろう」です。どのようなサラ金業者が10社や20社ありますから、弁護士も、サラ金事件を受けたら大変なわけです。そうすると、だれも引き受け手がないので、サラ金の相談者は「せっかく弁護士会に相談に来たのに」と言って弁護士会の職員に苦情を言わけです。「弁護士会に来たら助けてもらえると思ったのにだれも引き受けてくれない。だれか紹介してもらいたい」と弁護士会の職員に詰め寄る人が多くなりました。それで弁護士会の職員も困って、だれかサラ金事件を受ける人がいないかと探していたようです。それで、弁護士会の職員が思い出したのが、「そういうや、8年ぐらいイソ弁をやっているのに、まだ独立できなくて、2度めのイソ弁の口を探しに来た人がいたね。あの宇都宮さんっていうのはものすごく暇そうだし、田舎から出てきた人で、人のよさそうな人だから、宇都宮さんなら受けるんじゃないかな」と、どんどんわたしのところにサラ金事件を回してくるようになりました。それが2度めのイソ弁になった直後の頃のことです。

わたしは自分の事件がなかったもので、「どんな事件でもありがたい」という気持ちがありました。サラ金事件はやったことがなかったので、同僚の弁護士とか先輩の弁護士に、

「サラ金事件はどういうふうにしてやってるのか」と聞いて回ったのですけれども、皆「全然やったことがない」と言うのです。しょうがないから、では、見よう見まねでやって見ようということで、1人で10社、20社から借りていた依頼者と一緒にサラ金の店舗に行って、「わたしが今回この人の代理人になったから、もう取り立てをしないでもらいたい。家族にも取り立てしないでもらいたい。何か問題があつたらわたしの事務所に電話してくれませんか。それから、おたくはこの人に幾ら貸して幾ら払ってもらったのか明細を出してもらえませんか」と店頭でやり合うわけです。大体サラ金の店舗は、東京では池袋とか新宿とか渋谷が多かったです。それから、実は川崎もサラ金天国で、川崎駅の前はサラ金ばかり入っているビルもありました。だから、川崎からの依頼者も多かったです。

サラ金事件の依頼を受けると、先ほどののような電話がじゃんじゃんかかって来るわけです。「ぼけ、かす、このやろう、宇都宮おるか」という電話なのです。当時のサラ金業者は、「おまえ代理人なら金払え、金も払えないような代理人ならすぐ降りろ、おれたちが直接取り立てる」というような暴言を、弁護士に対しても吐いていたのです。それがしかも年100%の高金利です。弁護士に対しても暴言を吐くくらいですから、本人に対しては、めちゃくちゃな取り立てをしているわけです。よく夜中の12時ごろに依頼者から電話があるわけです。「今、サラ金会社の社員が取り立てに来てる。帰ってくれない。もう子どもを寝かしつけないと、明日朝学校が早いんで、先生追い返してくれないか」と言うわけです。それで電話口に出て、「こんなに夜遅く取り立てに来るなんて人権侵害じゃないか、早く帰れ」と言ってやっと追い返すわけです。そうすると、朝6時ごろにまた電話がかかってきます。今度は違ったサラ金会社の社員が朝から取り立てに来ていると、これから朝食を用意して主人を会社に行かせなければいけないのに朝食の用意ができないということで、また電話でサラ金会社の社員とやり合うわけです。「朝っぱらから何だ、人権侵害じゃないか」と。そうするとサラ金会社の社員の中には泣き言を言う社員がいまして、「おれたちだって好き好んで取り立てに来てるんじゃない、店長から金取ってくるまで帰るなと言われてるんです。そんなに帰れというなら店長と話を付けてください。」「なら、店長の電話番号を教えろ」と言って店長とやり合って、追い返します。そうしたら後からサラ金会社の社員から、「ありがとうございます、やっと帰れました。」とお礼の電話がかかってきたこともありました。

このようなやり取りを連日やるような時代だったので、相談者の中には、自殺を図って手首を切った、その傷跡が残っている人も来るわけです。あるいは睡眠薬自殺を図ったというような相談者もいました。弁護士が間に入ることで、弁護士のほうに、「ぼけ、かす、このやろう」というような電話が殺到することになりますけれども、その分だけ取り立てが和らぐわけです。そのように、自殺を図った人もいるぐらいですから、みんな夜討ち朝駆けで睡眠不足で目が充血しているわけです。中には青白い顔でほほがこけているような人も多かったです。着る物も、心なしかくたびれています。そのような人たちが、2~3週間たって会うと、目の充血が治って、青白くこけたほほも、心なしかふっくらしてくると、

赤みがかります。そのような体の変化がはつきり分かるような事件でしたので、これは大変な事件を引き受けたと思い、すごくやりがいを感じるのです。人の命、家族の生活を守るような事件というのは、それほどないですから、それでだんだんサラ金事件にのめり込んでいくことになります。相談に来る人も、やはり中高年の人が多かったので、心なしか大分の国東半島で開拓農家をしている自分の両親の姿と重なって見えるわけです。

それでどんどんやっていたら、「宇都宮さんが受けてくれた」というので、弁護士会の職員がどんどんどんどん、サラ金事件を回していくことになりました。それで、1人相談に乗ると10社、20社のサラ金から借りているので、10店舗、20店舗回らなければいけません。10人受けたら100店舗、200店舗回らなければいけません。体がもたなくなります。それでこれはちょっと1人では対応できないということで、弁護士会のほうでサラ金専門の相談窓口づくりをやって、1980年の2月に初めて私の所属する東京弁護士会にサラ金専門の相談窓口ができるわけです。そして、そこでの担当弁護士の間でルールを決めて、「お互い、たらい回しはしないようにしよう」、つまり相談者が、「お願いします」と言つたら必ず引き受けなければいけないというルールを作ったのです。

そのようなルールを作つて、サラ金相談担当弁護士の募集をしたのですが、担当者のなり手がないわけです。少人数しか集まりません。ところが相談者がどんどん殺到するものですから、その分、相談が受けられない。だんだん、「あんたは1週間後、あんたは2週間後」ということで予約制になっていくわけです。一番ひどいときは3か月ぐらい先になります。ところがサラ金の返済というのは1か月に1回ですから、2か月、3か月先の予約者というのは、当日になると半分以下しか来ない、半分以上が来なくなるわけです。みんな夜逃げてしまって、連絡が取れなくなるわけです。そのうち弁護士会の周りには変な風体の男がうろつくようになります。弁護士会の職員も、「先生、変な男がうろうろしてますよ」「じゃ、調べてきて」と言つたら、ダフ屋だったのです。弁護士会のサラ金相談の予約券を10万、20万で相談者に売りつけているわけです。つまり相談が早く受けられれば夜逃げしなくて済むけれども、2か月、3か月先なら、もう取り立てに耐えられなくなる、その間サラ金の取り立てを我慢しなければいけないということで、相談者は早く相談が受けられる予約券を10万、20万で買うわけです。これはちょっと異常な事態だということで、何とかしなければいけない、担当弁護士を増やすのはどうしたらいいだろうと考えました。

それまでは、「サラ金苦で自殺」とか「サラ金苦で一家心中」といった新聞記事をいっぱい会館の中に張つて、「皆さんサラ金相談の担当弁護士になってください」と呼びかけていたのですが、あまり増えなかつたのです。それでいろいろ聞いたら、どうしてもみんなが心配しているのは、大体処理のしかたはだんだん分かってきたけれども、サラ金の利用者というのはお金がないから、そのような相談者から弁護士費用をもらえるかどうかというのを心配しているということが分かつたのです。それでわたしは、「じゃあ、その講演会をやろう」ということで、東京弁護士会の講堂で、サラ金の利用者、サラ金の被害者からど

うしたら弁護士費用をもらえるかという講演会をやったのです。そうすると今日の会場と同じぐらい、満杯になりますて、東京に三つ弁護士会がありますけれども、三つの弁護士会の弁護士さんが立ち見がでて講堂の床が抜けるぐらいたくさん集まっています。やはり多くの弁護士が弁護士費用のことを心配していたのです。

それで、わたしがまずお話をすることは極めて簡単なことで、「サラ金の利用者は、サラ金会社とかクレジット会社に分割で払ってる。だから弁護士費用だって分割でいいんじゃないでしょうか」というお話をしました。わたし自身はそのようなやり方で、まず弁護士が間に入って取り立てが和らぐと生活が改善されますので、家賃とか生活費を除いて3万とか4万とかを返済に充てられるようになると、その中の5千円とか1万円を弁護士費用としてもらっていました。残りのお金を業者の返済に充てるというような処理のしかたをやって、分割でも十分払ってもらえるのだというお話をしました。そのようなお話をしたら、終わった後に握手攻めにあいまして、多くの弁護士から「感動しました」「目からうろこが落ちました」と言われました。

なぜそのようなことで感動するのかというと、それまで多くの弁護士は、離婚事件とか相続事件を受けるときは、まず受ける前に着手金というのを一括でもらっていたのです。それで事件が終わったあと報酬金も一括でもらっていました。弁護士費用は一括で受領するというのが慣行になっていて、分割でもらうという発想がなかったのです。ところがサラ金の被害者の場合は、お金がないからサラ金から借りているので、「弁護士費用を一括で持ってきてなさい」と言っても、そのようなお金があるならサラ金から借りないわけです。サラ金事件をやる場合は分割で受けるということをしないと、「一括で」と言ったら断ることにつながるわけです。そのようなお話をしたら、その後サラ金事件の担当弁護士がどんどん増えるということになりますて、今は東京の場合、四谷、神田、錦糸町にサラ金クレジット専門の相談窓口があって、約1,400人の弁護士が登録されています。だから今はもう、今日電話すれば明日には相談が受けられる体制になっています。

ところが、そのようなことで、どんどん私のところにサラ金の相談者が来ます。そうすると電話が殺到する。10人からサラ金事件を受けたら数百のサラ金業者から、「ぼけ、かす、このやろう、宇都宮おるか」というような電話がかかってくる。事務員さんに対しても罵倒するわけです。

2番目の事務所は普通の法律事務所なので、中小企業の社長さんとか大きな会社の課長さんとか部長さんなど、ぱりっと背広を着た人が来るわけです。わたしの相談者は、低所得、生活苦のためにサラ金を利用した人が大半で、1件受けると、10社ぐらいのサラ金から、もうばんばん電話がかかってきます。それで2度目の法律事務所のボス弁から、3年ぐらいたったとき、「宇都宮君、ちょっと話がある。あんたは将来パートナーになってもらいたいと思っているんだけれども、条件が一つある。あの品の悪いサラ金事件から手を引いてくれないか」と言されました。その時点では私は他の弁護士に「サラ金事件は人の命がかかってるんだ、小さな子どもが巻き添えにされてるんだ、大変な事件なんでみんなや

ってくれ」と呼びかけてサラ金相談窓口づくりをやっていましたから、「一抜けた」では抜けられなくなっていたわけです。それで、「じゃ、長い間お世話になりました」ということで、また2回めの首になるわけです。

#### 被害者の救済と立法化運動

2度めは法律事務所に4年いまして、最初の事務所が8年だから、結局13年めで初めて独立することになりました。わたしが独立したときは、あるのはサラ金事件だけで、会社の顧問ももちろんありませんでした。サラ金事件だけで弁護士事務所を成り立たせていた事務所は、当時はなかったのです。それで、独立した後、やれるだけやってみよう、どうしてもだめだったら、どうも自分はあまり弁護士という仕事に性格的にも向いていなかつたと考えて、父親が大分県の国東半島で、当時ミカンを植えてミカン農家をやっていましたので、ミカン農家の後継ぎにでもなろうかと思っていました。その後、サラ金事件をたくさん手掛けることによって、何とか事務所が成り立つようになって、現在までできているということです。

それで、サラ金問題の取り組みが始まり、どんどんどんどん相談に乗ってもらいたいという人が多くなるわけですけれども、全部は受けられません。しかも、弁護士会のサラ金相談窓口にもたどり着かない人がたくさんいるということがだんだん分かってくるわけです。今、消費者金融の利用者は1,500万人ぐらいいるのです。そのうち200~300万人が行き詰まっているといわれています。そのうち弁護士会や司法書士会、消費者生活センター、いろいろな被害者団体もあるのですけれども、相談ができているのは2~3割だろうと言われているのです。多くの人はまだ、どこに相談していいか分からない、そのような情報が必要な人に届けられていないのです。これは、教育の問題が大きいのです。学校で、中学、高校あたりで、この問題が、ちゃんと教えられていません。学校の先生の中には、積極的に教育している先生もいますけれども、文科省とか教育委員会などが、多重債務問題を徹底して全校で教える態勢ではないのです。中学生や高校生は、お金を借りるところはサラ金の無人契約機とか駅の前のサラ金の看板とかテレビのコマーシャルで知っていますけれども、行き詰ったときにどうしたらいいか、知らされていないのです。

そこでわたしたちとしては、被害者の救済をやりながら、背後にいる何十万、何百万という人を救済するには、やはり法律を変え制度を変える必要があると考え、立法運動に取り組むことになります。特に、当時のサラ金の被害の原因は、年100%という高金利で貸している、そして支払い能力のない人と分かっているのに、10社、20社と貸し付ける。わたしが相談した人で一番多く借りている人は、108社から1億3,000万借りているサラリーマンがいました。この人は月に700万円から800万円を返さざるをえなくなっていましたのです。当然、100何社めに借した業者は、彼が払えるとは思ってないわけです。どのようにして回収するのかというと、109社めとか110社めから借りさせ回収すればいいというような貸し方をやっているわけです。このような過剰融資というのが多重債務者を生み出す大きな要因なのです。それで払えないとなると、夜討ち朝駆け、むちゃくちゃな取り

立てをやります。このような「高金利」「過剰融資」「過酷な取り立て」の「サラ金三悪」を法律的に規制することで多重債務問題を解決しなければいけないということで、立法運動に取り組みました。

そして 1983 年に、サラ金規制法という法律ができます。「資料番号の 1」というところに、「金利規制早分かり」という表があります。日本の場合は、「これ以上の金利を取ると処罰するよ」という金利水準を決めている法律があります。これが「出資法」という法律なのです。それから、「これ以上の金利をもう払わなくともいい、民事的に無効だよ」ということを決めている法律があります。これが「利息制限法」という法律です。利息制限法は年 15%から年 20%以上を超える金利部分は無効だと定めているのですけれども、罰則がないのです。だから、罰則がないので、サラ金業者は利息制限法は守っていませんでした。何を守っていたかというと、罰則があつて違反すると、場合によれば警察に逮捕されて刑務所にいかなければいけない、そのような金利水準を決めている出資法を守っていました。出資法の上限金利は、私が 1 度めの法律事務所を首になって初めてサラ金問題に取り組んだ当時は、年 109.5%が上限金利でした。だから年 100%ぐらいで貸しても処罰はされないので、アコム、武富士、プロミスは年 100%ぐらいで貸し付けていたわけです。年 100%というのは 50 万円のお金を借りると 1 年間の金利が 50 万円ですから、元本が倍になってしまいきます。このような高利が、当時は横行していました。

1983 年のサラ金規制法というのは、まずそれまでは、サラ金というのはだれでもやれて無登録で営業ができたのですけれども、登録制を導入して、無登録営業は処罰されるようになったのです。それから取り立て規制というのが導入されまして、夜 9 時以降朝 8 時以前の取り立てはできなくなりました。そして弁護士が間に入ると取り立てしてはいけない、このような取り立て規制が導入されたのです。それから金利に関しては、この出資法の上限金利が変えられて、この表にありますように、年 109.5%から 73%、54.75%、40.004% に順次引き下げられました。それからちょうど今から 10 年ぐらい前に商工ローン事件というのがありますし、日栄とか商工ファンドなどの商工ローンによる被害が多発するのですけれども、このときに、「じん臓売れ、肝臓売れ、目ん玉売れ」という取り立てを受けた人がわたしの事務所に相談に来て、取り立てをした日栄の社員を恐喝未遂罪で刑事告発をして警視庁が逮捕する事件が発生します。この事件が引き金になって出資法が改正されて、さらに上限金利が年 29.2%になります。

ただ年 29.2%になっても、まだ利息制限法との間のグレーゾーン金利が残ったわけです。このグレーゾーン金利を撤廃するために 2006 年に大きな法改正が行われました。改正貸金業法が今年の 6 月 18 日から施行されて、グレーゾーン金利がなくなって、出資法の上限金利は年 20%になっています。だから、30 年間ぐらいかけて年 109.5%から年 20%まで引き下げたということです。そして利息制限法の年 15%から年 20%を超える貸し付けも、貸金業者は行政処分の対象になりますから、現段階ではもう利息制限法を越えた貸し付けができなくなっています。このような運動に取り組んできたということです。

「サラ金三悪」のうち、過剰融資を規制するという点については、改正貸金業法が完全施行された今年の6月18日から、貸金業者は、年収の3分の1を超えた貸し付けが禁止されています。それから取り立て規制について、1983年以降取り立て規制が強化されてきていますので、「サラ金三悪」に網がかけられたのです。

それで、この多重債務問題の解決は大きく前進したかと思ったのですけれども、ただ、わたしたちはこの間、多重債務問題に取り組む中で、だんだんこれだけではダメだと、思うようになりました。なぜかというと、なぜそのような高利のお金を利用するのかというと、結局は生活苦とか低所得が原因なのです。サラ金の高利とか過剰融資とか取り立てとかに網をかけても、サラ金を利用しなければいけない原因となった貧困の問題は、全く解決できていません。サラ金問題に取り組んできた弁護士とか司法書士とか被害者団体は、徐々に貧困の問題に取り組まなければいけないのではないかということに、問題意識がいくようになります。

その参考資料としては、その資料の3のところに、弁護士会が調査している破産記録調査があるので、ちょっとそこを見ていただきたいと思います。破産の原因を見ますと、大半が、生活苦とか低所得、病気、医療費、給料の減少、借金の返済などが大部分を占めています。わたしたちは多重債務者を救済するために、収入がない人とか本当に低所得の人で借金があまりにも多い人の場合は、破産申立をして免責決定を受けることによって借金から解放する、このような自己破産の手続きを取っています。ただ、いったんこの手続きを利用しますと、5年から7年間は、銀行とか消費者金融、クレジットは利用できなくなるのです。だけれども、自己破産をして免責決定を受けたら、借金からは解放されますけれども、病気の人の病気が治るわけではないのです。失業の人が急に仕事が見付かるわけではない、低所得の人が高所得になるわけではないので、結局また行き詰ったら、今度は何とかしなければなりません。そこにヤミ金が襲いかかっているのです。ヤミ金を利用したら金利が年1,000%、1万%の世界ですから、根本的な解決にはなりません。やはり、どうしても生活の改善を考えなければいけないということです。

わたしたちは2000年に、ドイツやフランスにおける消費者金融の調査を行なったのですが、ドイツやフランスには日本のようなサラ金やヤミ金が存在しないということが分かって衝撃を受けました。高利貸しというのは、どのような世界においてもあるのではないか、わたしは藤沢周平とか山本周五郎の小説が好きなので、よく読んでいるのですが、よく高利貸しが出てくるのです。「高利貸しは江戸時代からあったんだ、高利貸しというのはいつの世にあるものじゃないか」と思っていたのですけれども、ところがドイツやフランスはありません。ドイツやフランスでは、銀行がまずこのような消費者金融をやっているのです。金利も低いです。ただ、銀行ですら融資を受けられない人に対しては手厚いセイフティーネットがはられているので、低所得層が高利を頼りにする、高利に頼らなければいけない社会ではないのです。そのような社会があるということを知らされまして、大きな希望といいますか、考え方が変わってきます。それから、多重債務者の問題を取り扱え

ば扱うほど、利用者の多くが貧困で苦しんでいる、そしていたん借金を整理しても、生活が改善されないかぎりは根本的な解決ができないということが分かりまして、貧困問題に关心を持つようになります。

ちなみに、多重債務問題の深刻なところは、資料の4にありますけれども、借金のために自殺をする人が、まだまだ多発しているのです。この資料の4というのは、1998年から日本の自殺者が3万人を超えてるという警察発表の自殺者総数をグラフ化したものなのですけれども、この黒の折れ線グラフが経済生活苦の自殺者ですね。このような経済生活苦の自殺者が、年間7,000人から8,000人発生しているのですけれども、この中に、多重債務を苦にしてという自殺者がたくさん入っています。

それで資料の5は、関東地区では富士山麓の青木ヶ原樹海が自殺の名所で知られていますが、被害者団体と一緒にになって、そこに2007年から、「借金の問題は必ず解決できますよ」という看板を設置することにより自殺防止の取り組みを始めました。資料の7は、この看板を見たり、あるいはこの看板設置運動の報道を見て電話をかけてきた人の数で、今年の4月までに1万3,000件を越えています。それから、青木ヶ原樹海に入って直接その看板を見て電話をかけてきた人が、この段階で88人になっています。

それから自殺までいかなくても、夜逃げをしている多重債務者が年間10万人ぐらいいるのです。夜逃げをするときは、一つ重要なことがあります。住民票を移動しながら逃げていると居場所がすぐ分かってしまうのです。それはサラ金業者の社員が定期的に住民票の移動をチェックしているからなのです。だから、取り立てを苦にして逃げるわけなので、住民票を移動しながら逃げると、すぐ居場所が分かり、取り立てが始まってしまうので、多くの人が、夜逃げするときは住民票を移動していないのです。そうすると新しい所で仕事を探す場合でもなかなかいい仕事が見つからないわけです。そうでなくとも現在は雇用不況で正社員の仕事が少ないので、パート、アルバイト、日雇いなどの不安定就労を余儀なくされます。それから住民票がないと健康保険に入りにくくなりますので、家族とか自分が病気になっても、なかなか治療を受けられないということです。そのような夜逃げをした多重債務者の中から、ネットカフェで寝泊まりしたり、あるいは路上生活を余儀なくされる人が大量に生み出されています。

このようなことが、だんだん多重債務問題、サラ金問題に取り組む中で分かってきました、それで特に都市部に路上生活者が多いですから、わたしたちのグループは炊き出しなどに合わせてホームレスの無料相談の活動を始めるのです。わたしも4～5年前から、そのような活動に参加するようになりますて、実はそこで初めて湯浅誠さんに会うことになるのです。湯浅さんは、NPO法人もやいというところで野宿者支援活動をやっていたのです。

2006年の貸金業法改正で、大体サラ金の規制は、やるべきことはやったので、次は貧困問題の取り組みが必要ではないかというように思っていたところに、湯浅さんなどと、「貧困問題をもっと社会にアピールするような運動を作る必要があるのではないか」というよ

うな話をして意気投合しまして、2007年10月1日に反貧困ネットワークを結成することになります。これは、この年の3月に、貧困問題をアピールする集会を、東京都内でいろいろな団体が集まって実行委員会形式でやったのですけれども、その実行委員長がわたしで、事務局長が湯浅さんでやったことがきっかけになっています。

### 反貧困ネットワーク

なぜこの反貧困ネットワークを結成したかといいますと、わたしたちはホームレス支援とか、多重債務者救済の現場では、どんどん貧困が広がっているということが、現場の皮膚感覚として分かっていたのですけれども、なかなかマスコミが貧困問題を真正面から、まだまだ当時は取り上げていなかったのです。よく国会では、格差の問題は議論されていましたけれども、格差の問題について小泉さんが国会で追及されたら、「努力したものが報われるのは当たり前であって、格差があつて何で悪いんだ」と、こう居直った答弁をしていました。理論的には、国民生活全体が底上げされる場合でも、富裕層がもっとスピードアップして富裕になれば格差は広がっていきます。したがつて格差が広がっているというだけでなく、貧困が広がっているということをもっとアピールする必要があります。貧困の広がりというのは、人間らしい生活ができていない状態ですので、政治家もそれは容認できないはずです。竹中さんでも、自分は貧困が広がるのはよくないと思う、だけれども日本には貧困はないのだと答えているのです。

その貧困が広がっていることをどうアピールしていくかということについては、やはり貧困問題を抱えているいろいろな団体が手をつないで声を上げていくということが重要ではないかということで、反貧困ネットワークには、ホームレス、シングルマザー、障がい者、生活保護受給者、DVの被害者、多重債務者、外国人労働者、非正規労働者などの当事者や支援団体が集まり、それぞれの団体は小さいけれども、また抱える問題は違うのですけれども、共通した課題というのは貧困の問題だから、それでネットワークを作つて声を上げて貧困を可視化させ、貧困を目にする形にしてアピールしていこうということを作つたのが、反貧困ネットワークなのです。

このようなネットワークは現在20都道府県ぐらいに広がつて、各地で反貧困ネットワーク的な組織ができているようです。反貧困ネットワークとしては、反貧困フェスタとか、反貧困世直し大集会とか、反貧困全国キャラバンなどをやりながら貧困問題をアピールしています。今日の資料では、数字が入つていませんけれども、19、20のところに、今年で3回めになりますけれども、今年の反貧困世直し大集会を明治公園でやるちらしが載つています。分科会の参加者は、いろいろなグループが参加してきているようですけれども、明治公園でこのような集会をやって、集会の後にデモンストレーションをやるということになっていますので、もし関心のあるかたは参加していただけたらと思います。

それから、貧困を可視化する上で一番効果的であったのは、年越し派遣村の取り組みだったかと思います。この年越し派遣村の取り組みはご存じだと思いますけれども、反貧困ネットワークをやっているような市民団体と労働組合が一緒になって取り組んだ活動だつ

たということです。その労働組合も、労働組合のナショナルセンターには連合と全労連、全労協がありますけれども、それぞれのナショナルセンターに所属する労働組合で非正規労働者の問題などに取り組んでいる労働組合が、ナショナルセンターの壁を越えて結集した取り組みだったということです。このような貧困の問題の取り組みがいろいろな形で今広がりつつあります。首都圏法律家生活保護支援ネットワークという取り組みというのは、資料の 13 です。このネットワークも 2007 年にできまして、これは首都圏ですけれども、今、全国的にこのような生活保護申請を支援する法律家のネットワークができます。

なぜこのようなのを作ったのかというと、生活保護に関しては、特に路上生活者などが生活保護の申請に福祉事務所に行ったら、追い返されることが多かったのです。特に路上生活者は住民票がないですから、「住民票がないとだめなんだ」とか、あるいは、若い路上生活者の場合には、「まだ働けるじゃないですか」ということで申請書すら渡さないケースが多かったです。それが、年越し派遣村には派遣切りされるなどして仕事と住まいを失った 505 人の村民が入村してきたのですが、そのうち 300 人近くが、弁護士や司法書士、ボランティアグループが立ち会って生活保護の申請をして、生活保護を認めさせています。住民票がないからとか、働くからとかいうのは生活保護申請を拒絶する理由にならないのです。生活保護法の運用違反なので、ちゃんと法律家が立ち会えば、スムーズに生活保護の申請が認められるということで、このような支援グループができているということです。

それから生活保護問題対策全国会議とか、生活底上げ会議、非正規労働者の権利実現全国会議などが結成されています。それからわたしが今会長をやっていますけれども、日本弁護士連合会（日弁連）というのは、全国で 2 万 8,800 人ぐらいいる弁護士が全員加入しているところなのです。全国に 52 の弁護士会がありますけれども、日本の弁護士というのは、必ず 52 の弁護士会のどこかに所属すると同時に日弁連の会員になっています。弁護士の場合は、いろいろな人がいるわけです。サラ金会社の顧問もいれば、わたしのようにサラ金の利用者、サラ金の被害者の救済をやっている弁護士もいます。企業の顧問もいれば、労働組合の顧問をしている弁護士もいます。このようにイデオロギーも右から左まで、さまざまな弁護士が全員入っている団体なのです。そのような中で一つの方向を打ち出すというのは、世論に対しても、それから政治に対しても、大きな影響力を持つような団体になっています。

そこで、この日弁連では 2006 年、2008 年、2010 年に、人権大会で貧困問題を取り上げるシンポジウムと決議を、これまで行ってきています。人権大会というのは、日弁連の取り組みの中で最大のイベントなのですけれども、2006 年には生活保護問題を取り上げるシンポジウムをやっています。このシンポジウムと大会決議を受けて、日弁連の中に、生活保護問題緊急対策委員会というのを設置しています。それから 2008 年は、富山で行なった人権大会で、労働と貧困問題、ワーキングプアの問題を取り上げるシンポジウムと大会決議を行いまして、生活保護問題対策委員会を発展的に解消して、貧困と人権に関する

委員会を設置しています。それから、今年の 2010 年の人権大会は、先週末の 7 日と 8 日に岩手の盛岡でありまして、子どもの貧困問題を取り上げましてシンポジウムと人権大会決議をやっています。今年の 4 月からは、これまであった、貧困と人権に関する委員会をさらに拡大発展させ、貧困問題対策本部を作つて全国的な取り組みを始めるということにしています。このように、特に 2007 年以降は、いろいろなところで貧困問題に取り組む団体が増えてきているということです。

それから、このような反貧困ネットワークの結成などを契機に、わたし自身は貧困問題に取り組むようになってきているのですけれども、取り組めば取り組むほど、この貧困問題は奥が深いし広がりを持つ問題であると感じています。今までわたしは 30 年間、サラ金、高利貸しを相手に戦つてきましたけれども、この多重債務問題以上に、貧困問題の取り組みというのは幅広くて奥が深い問題であるということを感じています。日本というの経済大国だと言われてきたのですけれども、実は貧困大国であるということがだんだん分かってきています。今日の資料の最後のほうに貧困率の表があると思います。資料 21 です。先進国ではアメリカに次いで世界第 2 位の貧困大国になってきているということと、22 と 23 には、昨年政府が発表した貧困率が紹介されています。2007 年調査で日本の貧困率は 15.7%、6 人に 1 人が貧困状態です。子どもが 14.2% ですから、7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。それから 23 だと、1 人親家庭の貧困率は 54.3% で、O E C D の加盟国で最悪なのです。これほど高い貧困状態にあるのです。

実は、昨年、政府は初めてわが国の貧困率を発表したのですけれども、この貧困率の発表というのは、反貧困ネットワークの活動が契機になっています。政権交代があった昨年の衆議院選挙の前に、反貧困ネットワークは都内で集会を開きました、各党の代表者を呼んで、貧困問題について反貧困ネットワークとしてのマニュフェストを発表しています。そのときに、民主党の代表で来られたのが菅さんなのです。それで 70 項目以上の反貧困マニュフェストの一番最初に書かれていたのが、「貧困率を調査すべきである」ということと、「貧困率の削減目標を立てるべきである」というマニュフェストです。なぜ反貧困ネットワークがこの貧困率の調査をトップに持ってきたのかといいますと、まず日本政府自体は、これまで貧困問題と向き合つてしまませんでした。それから日本に貧困はないと言うような閣僚もいて、貧困の調査をほとんどやっていなかつたのです。国民の中にも、「1 億総中流」というような言葉が一時はやつたように、貧困の問題について、関心を持たずになりましたけれども、ヨーロッパなどでは、政府が貧困率を調査して削減目標を立てている国が多いのです。日本政府は G N P をいかに上げていくかという政策、つまり「経済成長すれば、国民生活も豊かになっていくんだ」というような経済成長至上主義的政策を、戦後一貫してとってきたのではないかと思います。

リーマンショックの後は、世界同時不況のような形で経済不況が非常に深刻化しているのですけれども、実は、リーマンショックの直前までは、戦後最長の好景気だといわれていました。国民は全く実感がなかったのですけれども、経済界としては最長の好景気

で、トヨタ自動車などは、GM を抜いて世界最大の自動車会社になったし、過去最高の利益を上げていたわけです。ただ、そのような好景気であったにもかかわらず、労働分配率が減少し、貧困が広がって、ワーキングプア、年収 200 万円未満の労働者が 1,000 万人を越えたり、非正規労働者が増え続けていました。つまり経済成長をして GNP は上がっていっているのにもかかわらず、国民の生活は悪化しているというような現象が起こっていたのです。国民生活の豊かさを GNP だけで計っていくというのは限界がある、GNP という指標とは別の、国民生活の豊かさをはかる指標として貧困率という指標を政府は持ったうえで、その貧困率を削減するための政策をきちんと打ち立てるべきだということを主張したのです。それで、衆議院選挙の結果が分かったのは昨年の 8 月 31 日だったかと思いますけれども、それが分かった段階で、すぐに反貧困ネットワークとしては改めて、「貧困率の調査と削減目標を立てるべきだ」という声明を出しました。翌日、民主党本部に湯浅さんと出向いて民主党にこのような政策を要求しました。その後、新しい政府が貧困率の発表をしたということです。

ただ、われわれが求めていたのはもう一つありました。「貧困率の発表だけじゃだめなんだ、それを削減する目標を立てるべきである」ということで、国連もこの前、ミレニアム開発目標で、「2015 年までに世界の貧困を半減する」というような目標を立てて、いろいろな取り組みをやっていますけれども、今のところ、政府は貧困率の発表だけして、貧困率をどう削減するのかというような目標も立てていないし、政策課題も立てていないということです。

このような貧困が拡大した大きな要因としては、元々日本は社会保障制度がものすごくぜい弱な社会だったのでけれども、それがこの間の構造改革路線、新自由主義的・市場原理主義的な国の政策によって、さらに社会保障を圧縮していったということと、もう一つはワーキングプアの拡大、働く貧困層の拡大が大きな要因になっているかと思っております。社会保障の貧弱さの象徴が、生活保護の捕捉率の低さだろうと思っています。

資料の 11、生活保護の捕捉率は、簡単にいえば生活保護の利用率のことです。社会保障問題を研究している学者さんは、「捕捉率」と呼んでいるようですけれども、生活保護水準以下の人人が、どのくらい生活保護を利用しているかというのを調査しているのです。学者の中で一番捕捉率を高く言っている人が、19.7%なのです。つまり、わが国では生活保護水準以下の人人が 10 人いれば、2 人ぐらいしか生活保護を利用していないということです。ところがドイツとかイギリスは 87%、85%、9 割近くの人が、生活保護を受給しているのです。資料の 10、厚労省の調査では、生活保護水準以下の人で 7 割がまだ未受給です。先ほどの学者は 19.7%、約 8 割が未受給で、ちょっと違いますけれども、これは厚労省自体も認めていることだということです。

元々は、このようにぜい弱な社会保障制度だったにもかかわらず、あまり貧困が表面化しなかったのは、そのような貧困を、家庭、家族がカバーしていたとか、あるいは企業の福利厚生制度とか日本型雇用システム、年功序列、終身雇用制、このようなところが一部

カバーしていた面があったのではないかと思います。ただ、この間の国の政策の中で、家族がばらばらになり、地域社会もつながりが薄れています。それから企業の場合は、グローバリゼーションに対抗するため、国際競争に対抗するためという名目で、福利厚生をカットしたり、正社員を非正規社員に置き換える政策をとってきました。それまで国の社会保障の不十分なところをカバーしてきた家族や地域の結びつきが弱くなり、企業の福利厚生が貧弱化してきたので、今はむき出しの貧困が現れてきて、貧困の広がりが顕在化してきているのではないかと思います。

### 「関係の貧困」

わたし自身は、この間貧困の問題に取り組む中で、貧困の解決というのは困難な面があるし、大変な面があるなと思ったのは、今の貧困というのは、基本は「経済的な貧困」ですけれども、それだけではなくて、貧困当事者が孤立している、社会的・人間的に孤立している「関係の貧困」というところに大きな特徴があるのではないかというように感じているからです。例えば派遣村のほうに派遣切りをされた労働者等が 505 人来られましたけれども、厚労省の発表によりますと、これまで非正規労働者でリーマンショック以降職を失った労働者は、23 万人から 24 万人といわれています。そのような人たちの全てが路上に出ているかというと、必ずしもそうではありません。実家に帰って一息ついている人もいますし、中にはそれこそ親しい友達がいれば「ちょっとやっかいになります」と居候のお願いをした人もいるかもしれませんけれども、派遣村に来た人は、帰る家がなかつたり、あるいは実家はあるけれども、今さら帰るに帰れない、そのような人が多かったです。あるいは親しい友達もいない、だから居候もできない、そのような人が増えてきているのが今の特徴ではないかと思います。

そのようなことをいろいろ感じるには、最近 100 歳以上の高齢者の不明事件が多発しています。このような人ととの結びつきの弱さ、「無縁社会」というような言葉で言われています、そのようなこととか、あるいは 9 月 25 日に関東弁護士会連合会の集まりがあって、そこでやはり貧困問題のシンポがありましたけれども、関西のほうから流れてきた 65 歳の男性が路上生活をしていて、空腹で、もうおなかが減ってたまらないでコンビニエンスストアで、おにぎりを二つ盗んで捕まってしまうのです。そして警察に逮捕されるのですけれども、最初の軽微な事件なので釈放されるのですけれども、そこで、ほっとポットというボランティアグループを紹介されるのです。ほっとポットは、路上生活者などの支援をやりながら、生活保護の申請をしながら、その人の生活再建をバックアップしながら就労に結びつくような支援しているところで、同じような路上生活者が、できるだけ協力、共同できるような環境づくりをやっています。この 65 歳の男性がシンポジウムで言っていたのは、「ほっとポットに出会わなきゃ、今ごろは自分は塀の中にいた。いったん釈放されても、仕事はない、生活できない、頼る人がいなければ、また盗みをやる。そうすると今度は本当に塀の中だ」。

今、刑務所の中には高齢の受刑者があふれていると言われています。そして 1 度出所し

ても再犯を繰り返す、いったん出所しても仕事がないわけです。面倒見てくれる人がいなから盗みをやって、また刑務所に戻ってしまう。だから刑務所の中が福祉施設のようになってしまっているのです。このようなひどい世の中になっています。だから、そのような人に寄り添いながら生活再建を支援するようなシステムが今は非常に求められているのです。

それから、「関係の貧困」のお話しするときにいつも例に出すのですけれども、今日の資料の6に、「樹海の看板 29人を救う」という記事があります。これは、先ほどのお話のわれわれの青木ヶ原樹海における自殺防止の看板設置運動の中で救われた人の記事ですなのけれども、この人は44歳の男性だったのですけれども、会社を辞めざるをえなくなって、借金を抱えていて、行き場を失って青木ヶ原樹海に入ります。そこで樹海をさまよううちに、右足の一部が壊死状態になって警察官に保護されて、警察官から神田に太陽の会という、多重債務者の被害者団体の会がありますが、そこを紹介されます。それで、この男性は神田駅まで着いたところで駅のホームで倒れてしまう。そこでこの太陽の会の相談員が彼を助けに行って、それで大田区の病院に入院することができるようになります。そして、のために生活保護の申請をしてあげて、生活保護で、足の手術をしたり、リハビリをやって退院することができて、借金整理の件については太陽の会で相談にのることになって、ほぼ解決の見通しがついたということなのです。

この年の5月に、わたしは日弁連の多重債務対策本部の本部長代行だったので、当時は、画期的な貸金業法の改正はなされたのであるが、貸金業法改正だけでは救済されない、全国に200~300万人いるといわれる多重債務者を掘り起こして、1人残らず救済しようという運動をやっていたのです。この男性に体験報告してもらったら、多重債務者救済運動の意義を理解してもらうことができて、多重債務者救済運動にはずみがつくのではないかと考え、太陽の会の人、「この男性に日弁連のシンポジウムに参加していただき、体験報告をしてもらえないか」と頼んだのです。それで一応了解を得られたので、わたしは楽しみにしていました。「青木ヶ原樹海から生還して一命を取り留めた。生活保護ももらえた。被害者団体に助けられた」というような、みんなが元気づくような明るい報告をしてくれるものだと期待していたのですが、当日のシンポジウムに来た彼の姿が、心なしかちょっと暗いのです。足を手術した後ですから、右足を引きずりながら壇上に上がり、淡々と自分のこれまでの生き立ち、体験を報告して、最後に彼は、「自分はこれからどう生きるか」というふうに考えてるんだけれども、四つの選択肢が自分にはあると思ってる」という話をするわけです。一つは、仕事を見つけて普通の生活をするというのです。そして二つめは、ホームレスになるというのです。三つめは、犯罪を犯すというのです。で四つめは、もう一回自殺するというのです。そして、「この四つのうち、どれを選択するか、自分はまだ決まってません」と話して、とぼとぼと壇上から下りていくわけです。もう会場はシーンとして、わたしとしては、全く見込みが違ったわけです。「これから、さあやろう」というような明るい報告が聞けるかと思っていたら、深刻なのです。生活保護をもらっても、まだ

自殺をするかもしれない、犯罪を犯すかもしれない、そのようなことを、まだ彼は考へているということです。

それでいろいろわたしなりに考えたのですけれども、考へてみたら、彼は生活保護を受給できるようになり、雨露をしのぐ住まいは手に入れて、三度三度の食事はできるようになったのですけれども、彼には帰る家庭がないのです。親しいお友達もいない、全く独りぼっちなのです。そのような状況下では、人間というのはなかなか、「さあやろう」と、「頑張ろう」というような気にはならないのではないかと思ったのです。

この男性のことがえらい気になっていて、日弁連のシンポジウムのあった4、5か月後に、茨城県の古河市という所でヤミ金のシンポジウムがあり、わたしは講演を頼まれていたのですが、その会場に彼が来ていたのです。

休み時間に、太陽の会の人と彼が談笑しているところを見ていたら、ずいぶん明るくなっているのです。笑顔が見えるわけです。「四つの選択肢がある」と言ったときの4か月前とすごく変わったなと思い、それでいろいろと太陽の会の人についてみました。そうすると、生活保護をもらって独りで自分の部屋でぼつねんと座って食事をするだけでは、退屈でたまらないので、神田にある太陽の会の事務所に出かけて見たということです。太陽の会の相談員は、彼と同じような元多重債務者です。みんな1回は自殺を考えたが、それを乗り越えて、お互い励ましあいながら借金の整理をして生活を再建しながら、今度は他の多重債務者を助ける活動をしています。ショットチャウ電話がかかってくるし、コピーもしなければいけないし、お茶も入れなければいけない、みんな忙しく立ち回っていますから、彼もそれを手伝ったりしている中で、元多重債務者であった相談員たちと親しくなるのです。それで晩ご飯なども一緒に食べたりする、ばかも言い合う、お友達ができたのです。そして、そこには深刻な顔をして多重債務者が相談に訪れます。彼は何もできないけれども、話を聞いてあげたら、「ありがとうと言われた」と言うのです。自分も何か人の役に立つ、やりがいのあることに出合えたということで、その後彼は太陽の会に入り浸りになるのです。

だから彼を笑顔にしたのは、そこで新しい家族、新しい友達ができたということです。そして、自分なりに、今の自分のままでも何か人の役に立っていける、そのような活動を見出したということで笑顔になったのではないでしょうか。だから太陽の会のような取り組みが、わたしたちの活動では求められているのではないかという感じがします。

ただ、生活保護の申請に同行するだけではなくて、その後のフォローアップ、貧困当事者にその後の関係の貧困を解消するような活動の場、居場所を提供し、場合によれば貧困当事者が地域社会とのつながりが作れるような活動というのも必要になるかもしれないですね。

貧困問題を解決するための課題は、まず、普通に働いて人間らしい生活ができるようにするということと、病気や失業で働けないようなときでも、人間らしい生活ができるような生活をできるようにするということが重要ではないかと思っております。

ヨーロッパなどと比較して、一番わたしが貧困の解消の中でも重要ではないかと思うのは、教育を大学まで無償化する、それから医療を無償化するということです。そもそもこれが実現できたら、どれほどに安心して暮らせる社会になるかと思います。このへんが、ヨーロッパ先進国では実現できて、なぜ日本では実現できないのだろう、ヨーロッパでは、このような医療とか教育に対しての無償化というのが、本当に進んでいるのです。それは、おおいに見習うべきではないかと思います。

### 反貧困運動の課題

これから反貧困運動で重要なのは、貧困当事者を支援して、貧困当時者に声を上げてもらうことです。わたしたちのクレ・サラ運動は、被害者の会を作りました。これは多重債務者自身が会を作り、励ましあって自分たちの生活を再建すると同時に、同じように苦しんでいる多重債務者の支援・救済活動を行なう会で、今47都道府県に85会あります。このように多重債務者自身が声を上げたということが世論を変えるうえで大きかったのです。弁護士や司法書士は、被害者の声を代弁はできるのですけれども、あくまでも当事者ではないです。被害者自身が声を上げて、なぜサラ金を利用したのか、サラ金の取り立てのひどさ、高利のひどさなどについて声を上げていくということが、すごく大きな力になりました。貧困の問題でも、貧困当事者がやはり声を上げていくということが、貧困の実態をアピールする、顕在化させるうえでは重要ではないかと思います。岩手県の盛岡市で開かれた日弁連の人権大会における子ども貧困問題に関するシンポジウムでも、母子家庭で育った定時制高校に通っている高校生や、養護施設の卒園者どうしで結婚し父親と母親になった若いカップルに、訴えてもらいました。このような人たちが発言できるような環境づくりをしてくということが重要ではないかと思っております。

それから運動は、貧困の解決というのは、社会保障の問題もあるし、労働の問題もある、さまざま多岐にわたっていますから、さまざま団体、支援者のネットワークが本当に必要だということを、つくづく感じています。そして、わたしはイデオロギーや政治的立場を越えた協力・協働が大切になっているのではないかと思っています。

反貧困ネットワークには、労働団体の関係では、全労連、連合、全労協の関係者にも参加してもらっています。それから最近は、キリスト教の団体とか仏教の団体も参加しています。わたしは日弁連会長になってから、土日以外は公務に拘束されているのであまり講演はしていられないのですけれども、今年の4月29日にはキリスト教の団体に講演を頼まれまして、四谷の駅の前にあるキリスト教の教会で、貧困の問題について講演をしてきました。そこではキリスト教の教会ですから、わたしが講演を始める前に讃美歌を歌います。そして、「宇都宮先生、どうぞ」と言って、講演をしまして、講演終了後、ジョン・バエスのウィ・シャル・オーバーカムをみんなで斉唱して第1部が終わりました。第2部は信者さんの集まりだったようです。

そして、5月16日には、横浜の孝道山本仏殿という天台宗のお寺で、やはり貧困の問題で講演を頼まれまして、そこにも行っています。天台宗のお寺ですから、お寺の講堂のよ

うな所があつて、「じゃ、宇都宮先生にお願いしますから、皆さんご一緒に」と言って、「南無阿弥陀仏」と唱えるのです。講演終了後、「皆さん感謝を申し上げましょう」と言って、また「南無阿弥陀仏」と唱えます。わたしも思はず手を合わせましたけれども、そのような所にも出かけて行って講演をしています。群馬県の無届けの老人ホーム「静養ホームたまゆら」で火災があり、入所者9人が死亡しましたが、親族の引き取り手もいないような人が多かったので、亡くなった老人のためにお葬式をあげてあげたお坊さんが、反貧困ネットワークに来ています。このお坊さんは、ホームレスが亡くなった時、誰も引き取り手がないような時もお葬式をあげる運動をしています。

それから「同質の集団の集まりは和にしかならないが、異質の集団の集まりは積になる」という格言があります。「和」というのは足し算ですね。異質の集団の集まりは掛け算になって運動が広がっていくということです。それは、反貧困ネットワークの運動をやって、つくづく感じています。いろいろな団体、いろいろな考え方の持ち主が集まることによって、運動がどんどん広がっていって、世の中を変えていくうねりになっているのではないかという、感じを持っています。

もう時間がありませんので、貧困問題と平和問題、あるいは何か質疑応答がありましたらそこでお答えしたいと思います。どうも時間をオーバーして申し訳ないのですが、この程度で終わりたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

**大庭** 宇都宮さん、ありがとうございました。お話の中にもありましたけれども、貧困問題は本当に奥が深いと、皆さんも実感しているかたが多いかと思います。この問題に取り組む宇都宮さんの人柄が本当に伝わってくるようなお話がありました。またもう一度、大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

それで、ちょっと時間が押している関係で、休憩と言ったのですけれども、4時半には終了したいというように思っていました、もしよろしければ、せっかくの機会ですので、皆さんにちょっとお詫びしながら、宇都宮さんもお疲れだとは思いますけれども、このまま質疑応答を続けていくということでかまわないでしょうか。

**宇都宮** わたしは何時間でも。

**大庭** ご協力、よろしくお願ひいたします。それでは質問をされたいというかたは、挙手で。

(質問者) 貧困の現状と打開の展望というのは、大きな意味ではよく分かったのですけれども、現時点での貧困の現状というのが改善されているのか、それともますます悪くなつてきていているのか、それから打開の運動というのは、現時点で進んでいるのか、まだ十分ではないのか、そのあたりのところを先生が現時点を見ていらっしゃってどうお考えなのか

伺いしたいと思います。

**宇都宮** 進んできている面は、貧困の問題が、日本の大きな社会的問題であるという認識が広まってきて、何とかしなければいけないというような認識が広がったのは、進んできている面でもあります。ただ、では貧困問題が改善されてきているかというと、現実的にはほとんど改善されてないのではないかと思います。一部、生活保護の関係では母子加算の復活、高校の無償化など、一部改善されているところはありますけれども、全体的には、雇用状況はかなり悪化して仕事がないという状況は続いていますし、その結果、やはり生活は相変わらず苦しい状況は全く改善されていません。

子どもの貧困なども実態を聞いて、貧困家庭に育った子どもというのは、小学校の中学生ぐらいで、もう算数がほとんど分からなくなって、そのまま中学校に行って、そして就職しても、中卒の就職先というのは、パートとかアルバイトぐらいしかないので。

そのような子どもたちというのは、ただ進学ができないということだけでなく、小学校、中学校の中で孤立しているのです。実は、先ほど日弁連の人権大会で発言した定時制高校生は母子家庭で、お母さんがパートを二つも三つもやっていますので、8歳から夜は独りで過ごしていたということです。授業が分からなくても、だれも教えてくれる人がいませんでした。「子どもが独りで夜を過ごすことは、皆さんのが想像するより大変なことです。」と言っています。「人間にとて、一番怖いのは独りぼっちになることです」と言っています。

子どもの虐待の背景にも貧困問題があります。この前大阪で2人の子どもが放置されて亡くなりましたけれども、このような虐待が多発する状況が、全然改善されていません。だから、まあ政権が変わったのですけれども、それではぱっと貧困問題が解決するかというと、そう簡単ではないというのをつくづくわれわれは感じています。

それで今回の反貧困世直し集会では、「いいかげん変えようよ！ 希望のもてる社会へ」というスローガンを掲げています。一つは政治、行政とか国の政策を変えなければいけない問題があります。労働者派遣法の改正とか最低賃金の大幅引き上げとか同一労働同一賃金の実現とか、生活保護制度運用の改善とか、そのような政策課題があります。もう一つは、関係の貧困の解決という課題です。結局、子どもの虐待の問題とか高齢者の不明問題というのは、もっと思いやりとか支え合いとか助け合いのある地域社会を作っていくかなければいけないという問題です。これは国や行政にいろいろな政策課題を要求するだけでは解決できない面があります。わたしたち一人一人が、身近にいる、目の前にいる貧困当事者をどう支援していくのか、先ほどの子どもの問題でいえば、そのような子どもにだれが算数を教えてあげたりするかというような問題です。

最近ではケースワーカーなどが中心になって、生活保護家庭の子どもを何とか高校に行かせようというような取り組みをやっているようなところが出てきていますけれども、もっともっと、地域社会のつながりとか支援、支え合いとか思いやりの輪を広げていかなければ

ればいけない。反貧困ネットワークのような運動が全国各地の至るところで広げていく必要がある。やはり、身近にいる貧困当事者に寄り添いながら、その人の支援、生活の支援、就労の支援も一方でやるような運動が必要なのではないでしょうか。これは最終的には行政の課題でもあるかもしれないのですが。

そのへんを、湯浅さんが内閣府の参与になってワンストップサービスの取り組みをやりました。だから 2008 年、2009 年の前の年越し派遣村よりも前進なのかもしれませんけれども、ワンストップでやるにしても、国と地方自治体の問題があつて、ハローワークは国の機関なのですけれども、生活保護の関係の福祉事務所とか、それから低利融資の窓口の社会福祉協議会などは地方自治体がやっているのです。みんなばらばらなのです。貧困の当事者は、派遣村に来た人は、借金も抱えているし、住まいもないし、仕事もないし、かつ健康も悪くして、中には虫歯にチューインガムの銀紙を詰め込んでいるのです。その人にはあらゆる支援が必要なのです。健康を回復する支援も必要だし、生活保護の申請をして住まいを取得する、次は就労に移ったときには、仕事を探すにしてもが非常に職種が限られているわけです。その人がもしパソコンができたりフォークリフトの免許があったら、探す仕事が広がるわけです。だけれども、そのような職業訓練を受ける費用をどうするかというような問題があります。そのような貧困当事者にもう少し寄り添いながら、伴走しながら支援をしていくような取り組みが必要なのではないでしょうか。

今、実はパーソナル・サポート・サービス検討委員会といって、貧困当事者に寄り添いながら、その人の生活再建を支援し就職に結びつけていくという検討チームが政府の中にできているのです。このような活動をしているボランティアグループが、先ほどの「ほつとポット」などもそうですし、「もやい」などもそうですけれども、まだまだ数が少なすぎます。そのような貧困当事者に寄り添う伴走型の支援活動をやっている人がまだまだ少ないので、反貧困ネットワークも、そのような活動をしているグループをもっとつなげていく活動に力を入れなければならないと思っています。ただ基本は、国が労働者派遣法の抜本的改正のような対策はやらなければいけないのですけれども、それだけで終わるような問題ではないということです。

改正貸金業法が 6 月 18 日に完全施行されましたが、その関係で私のところに取材に来たフランスのテレビ局の人が、「日本は子どもや高齢者が放置されている。フランスでは力の弱い高齢者や子どもは社会が守っていくと、社会全体で支えていくというのが当たり前の感覚になっている」と言うのです。これはテレビ局のディレクターが言っているのです。日本はまだそうなっていないですね。社会全体が高齢者を支援する、子どもを守っていくという社会になつていません。貧困の問題があると分かってきているけれども、貧困当事者を社会全体で支援していくという考え方方が広がっていません。やはりそれは貧困当事者とか貧困当事者の家庭の問題であつて、貧困家庭で生まれた子どもを社会全体で支えていくというような考え方には、まだ変わっていないのではないかでしょうか。それは、法律や制度を変えるとともに、日本の社会の意識の転換が必要な感じがしているのです。それは

非常に時間の長い戦いだけれども、ただそれはだれかがやらなければいけない。湯浅君が、『岩盤を穿つ』という本を書いていたように、貧困というのは厚い岩盤と同じだけれども、やはり貧困をなくそうという思いの人がどんどんどんどん増えて、同じ方向に向けて取り組む人が増えることが、貧困問題を解決する希望ではないかというように感じています。以上です。

**大庭** ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかにお二人のかたが手を挙げられていますが、では女性のかたからどうぞ。

(質問者) はい。生活保護のことでお伺いしたいのですけれども、先ほど先生の、住宅が特になくても生活保護が受けられるのだという話を伺って、私は、中間搾取的なことをやっている悪らつなグループが、かなり今横行していると思います。その人たちの言い分というのが、「住所が定まらないと生活保護が受けられないから住宅を提供するよ」というようなことで、非常に多額の金額を搾取してしまう、そのようなものが横行していることに対して、それはどのような防ぎ方があるのかということと、そのようなことが生活保護を本当に受けなければならないかたちを追い詰めているのではないかということを日ごろから疑問に思っておりますが、そのへんを少しお教えいただいたらと思います。

**大庭** 次のかた、ではもうおひとり。

(質問者) 今日は非常に分かりやすいお話でした。貧困も、サラ金からワーキングプアへと、これは変化ととらえるのか、それとも量的に増えたというようにとらえたらいいか、両方だと思うのですけれども、それを解決していくための展望のお話ですね。この問題、大きさの割に僕は世論の力というのですか、国民の大衆運動の盛り上がりが、非常に少ないと思っているのです。まだ小さいと思っています。これを、やはり先生の立場から見て、われわれに対して、要望なり、もっとこのようなところに全員で力を入れるべきだという問題提起がありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと、突っ込んだお願ひです。

それともう一つは、これは主催者側のほうにも要望があるのです。川崎市民に大きく、今のままの川崎市でいいのかという大きな期待をかけていただいて、本当に世の中を変えていくのは川崎からというところでの主催者側からの呼びかけを、ぜひこのあと聞きたいと思っています。よろしくお願ひします。

**大庭** では、よろしくお願ひします。

**宇都宮** では、最初のかたの、生活保護は、まず路上生活者でも当然、生活保護を申請する権利があるということです。ただ生活保護を受ける前提として、住まいは自分で見つけ

てこないといけないですけれども、路上生活者は自分で住まいを探す事が困難な人が多い。そこで先ほどの貧困ビジネスをやっているグループが路上生活者を自分の施設に入れて、生活保護を申請させて生活保護費をピンはねするというような問題が起きているのです。しかも、生活保護受給者の就労・自立、そのようなことをすれば生活保護から離脱することになり、生活保護費をピンハネできなくなりますから、できるだけ生活保護に縛りつけるために就労活動させないようにしているのです。

そのようなところがたくさんあるのはわれわれも把握しているし、この間の活動で、それが全国的な広がりを持っているというのは分かっているのです。本来ならそれはもっと早く摘発されて問題にされなければいけなかつたのですけれども、路上生活者に寄り添つてきちんと生活再建を支援する団体があまりにも少ないことが貧困ビジネスを横行させる要因となっているのです。派遣村にそのような所から脱出して逃げて来た人がいたので、無料定額宿泊所の告発を行なって、やっとこの問題が顕在化してきているのです。

つまり、だれも路上生活者の生活保護申請の支援をきちんとまつとう形でやらなければ、貧困ビジネスが横行することになります。それから、生活保護受給者が増えているのにケースワーカーが増えてないので、ケースワーカー1人の手持ち件数が100件を超えるとかいうケースワーカーが多い。本当はケースワーカーが住まいを探してあげて、そのような問題のある無料定額宿泊所ではないアパートなどを探してあげるような活動もやれたらいいのですけれども、それがやれないから、もうめんどくさいから、ケースワーカーもそのような所を紹介してしまっている面もあるのです。だからある意味では、行政も共犯的な立場に立っているのです。派遣村のときは、良心的な不動産屋に協力してもらい、生活保護が支給されるようなアパート探しをボランティアグループが手伝っています。そうすると、このような貧困ビジネスの網にからめ捕られなくて済むわけです。

それから、ボランティアグループの「ほっとポット」は、そのような住まいを見つけると同時に、そこに住んでいる人同士の交流を図りながら一人一人が孤立しないようなこともやっているとか、それから地域社会とのいろいろな交流も深めながら、地域に定着するような活動をやっています。貧困ビジネス業者の施設は1人当たり2畳ぐらいで、人間の住まいとはとても言えず、ある意味では民間監獄と同じなのです。そこがなぜ摘発されなかつたのかというのは、支援運動の弱さなのです。本当にホームレスの人を支援して、人間的な生活を取り戻させ、地域社会の一員として迎えようというような活動が広がっていたら、あのような貧困ビジネスが存在するはずがないのですけれども、それが存在しているということは、いかに日本の社会におけるホームレス支援の取り組みが弱いかということです。

それから2番めのかたの質問については、先ほど最後に言った、運動の広がりをいかにして広げていくかということが大きな課題と感じていて、特に若い人の参加をどうするかということを運動体の大きな課題と考えなければいけないと思っています。それで、先ほど2006年に法改正、グレーゾーン金利を撤廃したということをお話しましたけれども、

これは簡単にできたわけではないのです。まずこの2006年の法改正のときは、政権はだれが首相だったかというと、小泉さんなのです。小泉・竹中路線というのは新自由主義的な考え方で規制緩和策を実行し、あらゆる規制強化に反対していました。2005年で郵政選挙があつて、当時自民党は大勝して与党は3分の2以上を占めていました。自民党の一部はサラ金業界と深いつながりがありました。サラ金業界は、30年前は小さな金融業者だったのですけれども、2005年当時は、アコム、武富士、プロミス、レイクなど大手サラ金業者はみんな一部上場企業になっていて、経団連のメンバーにもなって政治連盟を作つて、与党の国会議員を中心に多額の政治献金をやっていたのです。その金の一部は、当時野党の民主党議員にも流れていきました。サラ金業界は、金利を下げたらもうけが減りますから当然、金利引き下げ・グレーゾーン金利の撤廃に反対すると同時に、アメリカ政府も金利引き下げに強く反対したことです。これはなぜかというと、当時はレイクは、アメリカ企業であるゼネラル・エレクトリックグループに買収されたアメリカ系のサラ金でした。それからディックファイナンスとかアイクとかユニマットというサラ金はC F Jという会社に統合されていまして、C F Jはアメリカの銀行であるシティーバンク系のサラ金なのです。だから当然彼らも金利を下げたらもうけが減りますから、ブッシュ政権に泣きついで当時のシーファー駐日大使に働きかけて、政府与党対策をやらせていました。それから、一部上場企業になった武富士やアイフルとかアコムとかプロミスの株を、アメリカの投資ファンドグループが買って運用していたわけです。サラ金の金利が下がつてもうけが減るとサラ金の株価が暴落しますから、このような投資ファンドグループもブッシュ政権に泣きついで日本政府に圧力をかけていました。

このような圧倒的に強大な抵抗勢力を打ち破つて、なぜ金利を引き下げさせ、規制強化が実現できたかというと、運動の広がりです。われわれは、当時はこれまでの運動は弁護士とか司法書士とか被害者団体を中心だったのですけれども、もっとウイングを広げなければいけないということを考えています。一つは消費者団体ですけれども、もう一つは中央労福協という団体がこの問題に関心があるというように聞きましたので、すぐ中央労福協の関係者に会いました。中央労福協というのは、会長が笹森清さんで、元連合の会長なのです。そして、中央労福協の加盟団体に連合が入っているのです。そこで労福協と一緒にこの問題をやりましょうということで、「クレサラの金利問題を考える連絡会議」を作つて、わたしも代表世話人の1人になるわけです。そして、労福協は全国組織がありまして、全国の地方労福協の隣には連合があるわけです。労福協の中には全労連も参加している地方労福協もありますけれども、大体はそこに連合の地方組織がかなり参加しているのです。それでこの金利引き下げ運動に中央労福協を通じて連合などの労働組合が参加したということが大きかったと思います。さらに日弁連に「上限金利引き下げ実現本部」を作つたということも運動に大きな影響を与えました。

このように運動が広がる中で、金利引き下げのための340万人の金利引き下げ署名を集めることができました。また、全国47都道府県のうち43都道府県議会、それから当時全

国で 1,830 市町村があったのですけれども、1,136 市町村議会で金利引き下げ決議を採択してもらうことができました。国会議員というのは自分の選挙区である自治体の決議に影響を受けるのです。それで徐々に、自民党の中でも金利引き下げを支持する議員が増えていき、最後には多数になったのです。それで政府与党も金利引き下げとグレーディング金利の撤廃を決断せざるをえませんでした。今、国会議員は、参議院が 242、衆議院が 480 ですから、全部当ってもそれほど大したことはないのです。要は、そのような努力をするかどうかです。ちなみに、反貧困ネットワークの立ち上げの時に院内集会を開催したときは、ほぼ全政党から国会議員が参加しています。

大衆運動というのは、やはりその運動の目的を達成するための法律を変えるためには、全政党に当たる、全方位外交をやる必要があります。イデオロギーと政治的立場を乗り越えた超党派ということで、問題は、何を目的とするか、何を目指すかに協力すれば、お坊さんであってもキリスト教であってもいいわけです。それが連合であっても全労連であってもですね。このような姿勢で運動してきているので、ひとつ参考にしていただけたらと思います。

それから、先ほどの運動の格言として、「同質の集団の集まりは和にしかならないが、異質の集団の集まりは積になる」、これは深い言葉だと思っています。反貧困ネットワークもある意味で言えば、異質の集団の集まりなのです。

それから、やはり若い人がどんどん参加する運動でないと、運動の先細りになってしまふので、今日も参加者は、やや年配のかたが多いようですけれども、運動はやはり若い人が参加できる、若者が共感を持てるような運動をどう展開するかというようなことが非常に重要ではないかと思っています。そのような面では、湯浅君などの発する言葉とか感性は、非常に若い人たちの気持ちを代弁しているところがあるし、若い人にアピールするところがある。そのようなところは、おおいに学ぶ必要があるのではないでしょうか。若い人に運動をどう広げるかということについては、われわれ年配者自体が若い人から学ぶことが重要であって、「今ごろの若い人は」と言っていては、運動はだんだん高齢者ばかりの運動になってしまうということです。よろしいでしょうか。

**大庭** はい。主催者の先ほど要望というのは、あとで閉会のあいさつのときにお答えしたいと思います。今、三人手が挙がっております。

(質問者) わたしはサラ金の被害者のお手伝いをやっていますけれども、サラ金会社から取引履歴を取り寄せまして法定金利で再計算して、それで過払いになっているかどうかという判断しのですけれども、2000 年 6 月 1 日以前は、おそらくサラ金会社の金利というのは 40% 近い金利です。ところが取引履歴で出てくる数字が 29.2% ですか、それしかありません。だから非常にそのような点でもサラ金会社がうそをついているということを感じています。それともう一つ、今メガバンクと言われる三菱とか住友などがサラ金会社

と提携していますね。これを何とかやめさせる方法というのが、わたしは必要ではないかと考えているのですけれども。

**大庭** では、そちらです。

(質問者) 高津区からきました。お話をありがとうございました。短く3点あります。

貧困の実態を知る、そのうえで、例えば高津区であるとか川崎市、また県、国などのようなところで何を調べれば貧困の状態が分かるのか、要するに今後この状態を知っていくうえでの指標になるものは何なのか教えていただきたいと思います。

2点めは、生活保護を受けているかたがたと接点を持つ方法、例えば町で歩いていても、わたしは生活保護を受けていますということは分からぬと思うのです。そのようなかたがたと接点を持ちながら運動を作っていくには、どのようにそのようなかたがたと巡り合う手法があるのでしょうか。

3点めに、先ほど最後に、「お話できなかった」と先生がおっしゃっていた9条と25条、憲法の関係をお時間があったらお話を伺えたらと思っています。

**大庭** 今、もう1人手を挙げているのですけれども、たくさん出ていますので簡潔に。

(質問者) 「格差」という言葉はすごく言われるのですけれども、「差別」ということがなかなか出てきません。憲法25条のことは今お話がありましたけれども、憲法14条についてあまり世間で言われません。なぜなのでしょうか。

**大庭** 以上の3名のかたで質問は切らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**宇都宮** 先ほど最初に言われた銀行の問題ですね。これはわれわれの団体としては、クレ・サラ対協という団体を作って30年間ぐらい運動をやっているのですけれども、そこでは何回も指摘していますけれども、やはりまだ銀行の問題については、国民的な運動にするとか世論を勝ち取るというところまでいっています。まさに、銀行は特権を持っているのです。どのような特権かというと、不特定多数の人から預金を集めるという特権を持っているのです。サラ金業者はそれはできない、ただ貸すだけです。だから資金をどこかから調達しなければいけないから銀行と結びつくわけです。今、普通預金の金利は年0.02%です。銀行が本当にドイツやフランスのように消費者金融をやろうとすれば、それこそ年4~5%で貸しても十分営業が成り立つと思うのですけれども、そのへんの問題があります。要するに銀行は特権を持っていると同時に社会的な責任、公共的責任がある、それを深く自覚するかどうかが、ヨーロッパの銀行と日本の銀行とではえらい違いがあります。ただ金もうけをやっているのであれば民間の会社と変わらない、そのへんを問い合わせていくよ

うな運動もしていかなければならぬと思っております。

それから高津区のかたの質問は、貧困の実態をどうすれば知ることができるかということです。統計的なものはいろいろな本がもうたくさん出ています。ただ身近で貧困の実態を知るには、最寄りは湯浅君がやっている NPO 法人の「もやい」ですけれども、ホームレス支援をやっている NPO がたくさん出てきています。神奈川だと寿地区は路上生活者が多く、支援活動をやっているボランティアグループがかなりありますので、そのような所に問い合わせてみたらどうでしょうか。また、高津区のほうで「ホームレス支援をやっているところはありませんか」という情報をもらったらどうでしょうか。生活保護の関係では、「生活と健康を守る会」という団体が 50 年以上にわたって運動をやっていますから、多分、神奈川、川崎地区にも、「生活と健康を守る会」があるはずですから、そこに聞いたら、生活保護を受給している人たちのことを教えてもらう、あるいは交流の場もあるかと思います。

9 条と 25 条の問題をなぜわたしが言うかというと、元フリーターで、今はいろいろな論文などを書いている赤木智弘さんという人がいるのですけれども、このかたはずつとフリーターの経験が長くて、何とか正社員になろうと思ったけれどもなかなかなれませんでした。この人がいろいろな雑誌などに論文を書くようになっていますけれども、ある雑誌に彼は、「希望は戦争だ」と書いています。「自分たちはいつまでたってもフリーターから浮かび上がれない、正社員になれない。こんなことなら 1 回戦争が起こって、がらがらぼんになったほうが、自分たちが浮かぶ道があるんじゃないか」。「貧しくて苦しんでいる人は変革を求める」と言っても、変革はいい方向の変革もあれば、逆に戦争に走る方向の変革も出てくることがありますということがあります。それから今日の参考文献 6 と 7 に堤未果さんの、『ルポ貧困大国アメリカ』の本を挙げていますけれども、彼女はアメリカ社会のいろいろな貧困の問題について取材する中で、ある日本人青年でイラク戦争に従軍した人を取材しています。日本の一青年がアメリカに渡って非常に生活が苦しくなったので軍に応募してイラク戦争に行くのです。その彼は、要するに「アメリカが僕から奪ったのは 25 条なんだ。人間らしく生き延びるために生存権を失ったとき、9 条の精神より目の前のパンに手が伸びるのは人間として当たり前じゃないか」ということを言っているのです。このような問題がありますということです。

それから今は雇用不況ですから、講演で全国各地をまわっているのですが、全国各地で正社員の仕事はないです。東北とか北海道は、特にそうです。ただ一つ正社員の仕事があります。何かというと、自衛隊なのです。自衛隊に入ったらいろいろな資格が取れます。いろいろな勉強もできますということで、ここぞとばかりに自衛隊が隊員を募集しているということです。それから日本が、戦前、中国との戦争、その後の太平洋戦争に突っ込んでいった背景には、1930 年代の農村恐慌というのがありました。そのような状況を何とか打開するために日本の若者が軍国主義とか排外的な運動にからめ取られていきます。このようなことも考える必要があるのではないかと思います。だから平和を守って戦争に反対

する、反戦を唱えても、一方で貧困の問題を同時に解決していかないと、平和が守れないということです。そのようなことから、わたしは9条と25条は、人間らしい平和な社会をつくる上で「車の両輪」だというように言っているわけです。

それから格差の問題は当然、差別の問題も含んでいると、わたしは思っております。だから25条の問題だけではなくて、差別の問題としてもとらえるべきではないかというように思っていますけれども、それはやはりまだ運動側のとらえ方というのが、そこまで行っていないのではないかと思います。ただ日弁連などは法律家集団ですから、憲法14条の法の下の平等の問題は極めて重視しています。同じような仕事をしながら賃金も待遇も違うというのは、これは問題です。ワーキングプアというのは一家の主柱であるの男性が非正規になって問題視されましたけれども、日弁連の人権大会で、しんぐるまさあず・ふおーらむの赤石さんが、「女性はずっとワーキングプアだった。女性のこの問題に取り組んでこなかったツケが今きているんだ」というような指摘をされましたけれども、まさにそのとおりだと思います。これも差別です。同じ労働であるのに男女で賃金が違う。このような問題についてもきちんとアピールして運動を広げていくという必要があると思います。よろしいでしょうか。

**大庭** ありがとうございました。本当に宇都宮先生、お忙しい中、まだまだ皆さんのはうからお伺いしたいことがたくさんあるかと思いますけれども、時間の関係で、今日はこれで終了させていただきたいと思います。再度、感謝の思いを込めて、宇都宮先生にお礼を述べたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後に閉会のあいさつを、佐野仁昭副団長からお願いしたいと思います。

**佐野仁昭市議員** 本日は大変お忙しい中、また宇都宮先生には公務多忙な中、このように川崎の地に足を運んでいただきて、このようにたくさんの皆様にお話をさせていただきまして本当にありがとうございます。本日の参加者は180名で、会場に入りきれずに、後ろの席で大変窮屈な思いをさせてしまい、申し訳ありませんでした。本当にたくさんの皆様にご参加いただきましてありがとうございました。

ご紹介いただきました、日本共産党川崎市議団の副団長の佐野でございます。今日は、宇都宮健児先生は、日弁連の会長に対してこのような言い方は大変失礼かもしれませんけれども、親しみやすいお人柄で、社会の底辺に苦しむかたたちに、とことん寄り添って、人間に対する温かいまなざしと、人間に対する限りない信頼の心で、出会う人々を通じていろいろな社会の矛盾を受け止めて、それに目を背けずに、変えるために努力を惜しまない、淡々と話される中に本当にあふれる粘り強さ、不屈の精神力が、本当にわたしたちに感動を覚える、感動をあふれさせるというお話だったというように思います。

実は私どもは市議会の中で、また議員活動を通じていろいろなかたの生活相談をお受けしてまいりました。その中で、宇都宮先生がお話しになつたような、寄り添つてどのよう

に同伴を続けていくのかということを常々考えていましたけれども、それをもう少し深めて、理論的にどうそれを進めていくのかということで、今日は経験豊富な宇都宮先生をお招きしてお話を聞くという会を持たせていただきました。私どもは宇都宮先生、また湯浅さんのお話も伺いましたけれども、このような今の矛盾、ゆがみがある中で、一番しわ寄せを受けている人たちの実態についてまだまだ知らないといいますか、その部分をどう目に見える部分で可視化をしていくのか、それが今の運動の、まず出発点だというように思います。

そうした中で今日のご提案あったような内容をしっかりとわたしたちは受け止めて、行政課題を変えていくという取り組みを、議会で取り組ませていただきながら、これからさらに皆さんと一緒に、この地域の中でそのような人たちを、わたしたちの周りでは困っている人たちを1人も見捨てないような社会をぜひ作っていくためにも、わたしたちも頑張っていきたいというように思います。皆さんと一緒に、これからも、住みよい川崎、だれもが安心して暮らし続けることができる川崎を目指して取り組むことを最後にお伝え申し上げて閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

**大庭** 本日はありがとうございました。気をつけてお帰りいただきたいと思います。ぜひアンケートをご記入のうえ受付に提出いただけるようお願いしたいと思います。

\* \* \*